【資料 29】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 4 月 16 日
第 17 回条例検討会資料

第 17 回条例検討会　事前意見と事務局（案）

1．【資料 28】

	該当箇所	事前意見	事務局（案）
1	全体	【資料 28】中で、文章に網掛けがされていますが、ほかの方法に替えて頂けないでしょうか。 理由は、視力の弱い方にとって、網掛けされた文字は、非常に読みづらいからです。多くの方に配布するのであれば、視力の弱い方もいらっしゃると予想します。 どうぞ、ご配慮をよろしくお願いします。	網掛けについては、見直しした部分を明らかにするため設けていますが、多くの市民に配布する資料の場合は、文字の網掛けは行いません。
2	1 ページ 12～13 行目	「さらに、障がいのある人自身も、これまで以上に、自らの状況について理解を深めてもらうための主体的な活動や発信が求められてきます。」を、「同時に、障がいのある人達においても、これまで以上に『障がい』について理解が進むよう主体的な行動や発信が重要になります。」に置き換えるべき。 ※　前段の「差別をなくす取り組みは、様々な立場の市民がお互いに理解を深め、協力し合って進めていくことが重要であり、」と並列にして、「障がいある人自身」を「障がいのある人達」に変えた表現に。	ご意見を踏まえ、【資料 30】のとおり修正します。
3	1 ページ 14 行目	「私たち誰もが加齢や疾病により体の機能が低下していく」を、「障がいの有無に係わらず、人は加齢や疾病により心身の機能が低下していく」（「心身」については範囲拡大し過ぎか、疑問でもあるが）に置き換えるべき。 ※　「私たち誰もが」は、健常者のみの視点からの表現になってい	ご意見を踏まえ、【資料 30】のとおり修正します。

		ないか。 　ここの記述の「真意」は、障がいのない人も「心身機能の低下」という「心身に障がいのある」状態になる又は近づくということを示したいのではないか。	
4	1 ページ 16～22 行目	16～17 行目は急展開すぎないか。前段までの記述（全国共通の内容）から、「本市独自の条例が必要」にはつながりにくいのではないか。そこで、16～22 行目を下記のように見直したらどうか。 「このような状況と呼応するように、自治体の中から『地域における、障がいに対する理解の推進や、障がい者の権利の尊重及び社会参加の保障等』に向けた取り組みが顕在化し、平成 19 年の『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』をはじめとして、これまでに 12 自治体（平成 26 年 7 月現在）において同様の条例が制定されてきています。 本市においても、平成 21 年には『新潟市障がい者施策推進協議会（現「新潟市障がい者施策推進審議会」)』において条例の検討が始まり、平成 24 年には条例制定に向けた提言書が提出されるなど、「社会的障壁のない共に生きる社会・新潟づくり」のための条例制定を求める機運が高まってきました。 このような経緯と機運の高まりを受け、平成 25 年 6 月より」	ご意見を踏まえ、【資料 30】のとおり修正します。
5	9 ページ （前文） 【解説】一つ目の〇	「京都府条例を参考に、複合差別に」は、単に「複合差別に」とし、「京都府条例を参考に、」は不要ではないか。	ご意見を踏まえ、「京都府条例を参考に、」を削除します。

6	11 ページ 第 2 条（5） 【解説】四つ目の〇	「『障がい又は障がいに関連する事由』とは、障がいを直接的な理由として区別・排除などを行う直接差別、外形的には中立の基準、規則、慣行ではあってもそれが適用されることにより結果的には他者に比較し不利益が生じる間接差別、障がいを直接的な理由としないが車椅子などの障がいに関連する事由を理由として区別・排除などを行う関連差別を含んでいます。」の文章は、やや長く、分かりにくいので、文章中、「直接差別」、「間接差別」、「関連差別」と「」で表わすか、①、②、③とすると分かりやすいのではないか。	ご意見を踏まえ、「直接差別」、「間接差別」、「関連差別」と表記します。
7	13 ページ 第 2 条（6） 【解説】下から二つ目の〇	「持ち上げるなどの手助け」を「抱き上げて移動するなどの手助け」というように言い換えてはいかがか。	ご意見を踏まえ、「抱き上げて移動するなどの手助け」と表記します。
8	13 ページ 第 2 条（6） 【解説】一番下の〇	「発生要件」を「発生要件（意思の表明）」としてはいかがか。	ご意見を踏まえ、「発生要件（意思の表明）」と表記します。
9	18～30 ページ 第 5 条（1）～（10）	〇経過規程について 合理的配慮の事業者法定義務化の規定の適用について、改めて、条例制定から 1 年以上の経過規程を置くことを要望します。	民間事業者に対する合理的配慮は、努力義務では相互理解を深める話合いのテーブルに着かない可能性があり改善が図られないことが想定されるため、法的義務としています。また実際差別が起きてしまった場合、法的義務により条例に従うことを強制するのではなく、話し合いにより相互理解を深めることで解決することを優先します。 そのため、平成 28 年 4 月 1 日施行と 1 年の

			経過措置後の施行に差はないものと考えますので、経過措置は設けない方向とします
10	26 ページ （教育） 第 5 条（5）ア	文末の「与えないこと」を、より多くの方に違和感・抵抗感のない表現にして頂けないでしょうか。例えば、「提供しないこと」など。	ご意見を踏まえ、「提供しないこと」と表記します。 ※　実際の条例（案）では、法制部門の審査を受けるため、必ずしも検討会でまとめた表記とならないことをご承知おきください。
11	26 ページ （教育） 第 5 条（5）イ	本条例（前文）の中に「障がいのある人の自己決定が尊重されること」とあります。最も大切なことの一つであると思います。 当事者が、入学する学校を決定する際、教育を行う者は、当事者の意思を尊重し、必要な説明を行ったうえで、将来的には、最終決定を当事者ができるように、ハード・ソフトともに、より進んだ取り組みがなされますよう期待しております。 文中で、目指すべき目標をはっきりと掲げ、多くの方に現状を知って頂き、それぞれの立ち位置からの多様なご意見、お力をお寄せいただけるような文章表現を取り入れてはいかがでしょうか。	第５条の（１）から（１０）については、各分野においてどのような行為が差別に当たるか明確にするために設けている規定です。 そのため、ご意見にある目標や現状等は、この部分に盛込むことは適切ではないと考えます。 なお、この条例の目的は、「共生社会の実現を図ること（第１条）」であり、障がいのある人の現状は前文の中で明記しています。
12	29 ページ （情報提供） 第 5 条（8）	この「情報提供」の対象は、行政等の窓口や、マスコミ等情報を扱う事業関係を主としたもの、つまり個人的（私的）な関係や場面までは含まないと考えているが、それで良いか、確認したい。	18 ページの第 5 条は、分野に属する個人を対象に差別を禁止しており、個人的（私的）な関係や場面は含みません。
13	29 ページ （情報提供） 第 5 条（8） 【解説】最後の〇	「手話ができないにも関わらず、手話での意思疎通を求められた場合」に、違和感があります。 理由は、手話を母語、またはコミュニケーション手段として用いる方の中に、例示のような強要をするケースが起こると考えがたいから	ご意見を踏まえ、「手話ができないにも関わらず、手話での意思疎通を求められた場合」を削除します。

		です。例として、適さないと感じます。	
14	33ページ （交流の機会の提供） 第8条 【解説】二つ目の〇	「障がいのある人が身近な存在に感じられ、」という部分は削除して良いのではないか。この部分の前段と後段は文末の「必要があります。」につながりますが、この部分はつながらないように考えます。	ご意見を参考にして、「障がいのある人が身近な存在に感じられるよう、」と表記します。
15	44ページ （教育） 第19条	第19条「市が設置する学校以外の学校が、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するよう求めるものとします。」の部分は、第19条3「市が設置する学校は、障がいのある幼児等が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の教育支援計画その他の方法により障がいのある幼児等にとって必要な配慮を把握し、提供するものとします。」と入れ替えると読みやすくならないか。 ※　第20条も同様	ご意見を参考にして、【資料31】のとおり修正します。 ※　実際の条例（案）では、法制部門の審査を受けるため、必ずしも検討会でまとめた表記とならないことをご承知おきください。
16	46ページ （保育及び療育） 第20条	「乳児及び幼児」は「乳児及び幼児（以下「乳児等」という。）」として良いのでないか。	ご意見を踏まえ、「乳児及び幼児（以下「乳児等」という。）」と表記します。 ※　実際の条例（案）では、法制部門の審査を受けるため、必ずしも検討会でまとめた表記とならないことをご承知おきください。

17	―	○「あとがき」について 「最終とりまとめ（案）」は、体系的に整理されており、条例の内容や解説は理解しやすいものと考えます。 一方で、検討会における議論のポイント（重要事項、意見の相違等）や今後の課題なども各条文に整理されているため、やや埋没している感があります。 そこで、議論のポイントや今後の課題、最後に委員への労いなどを、長澤座長名による「あとがき」的なものを末尾に加えることを提案します。（53 ページの＜最後に＞に代えて） 議論のポイントの例としては、①障がい特性と差別事例、②合理的配慮の事業者法定義務化、③障がい者の意思の表明（受領）、④推進体制（啓発・相談・救済）が考えられ、「ガイドライン」に委ねられる事項や、国の基本方針・対応指針との整合、新潟市の対応要領（ガイドラインと一体化されるか）作成など、今後に向けた課題整理が示されると良いと考えます。	委員の皆さまで検討願います。

２．【参考資料 12】

	該当箇所	事前意見	事務局（案）
1	意見１ ２（２）わかりやすい版条例	この意見に賛同します。 条例文中にある、法律上の専門用語や独特な言い回しは、とっつきにくく、内容を理解するのに苦労します。一方で、条例を平易な文章表現に置き換えると、意図するところが曖昧になったり、正確に伝わらないこともあるのだろうと思います。	①～③については、条例の周知啓発資料を作成する際、参考とさせていただきます。

		わかりやすい版条例の作成は、周知や啓発に大きく役立つと考えますので、三つ提案いたします。 ①条例や障がい特性のマンガ作成 「マンガ・アニメのまち　にいがた」の特性を活かした、共生社会を目指す新潟市にぴったりな取り組みと思います。文化政策課と障がい福祉課が連携し、市内のマンガ・アニメ専門学校などに協力を依頼し作成します。マンガは、市内学校や図書館などに配布します。 作成にかかわる生徒、講師はもちろん、その家族、友人などにも関心をもって頂くきっかけとなり、理解も深まるのではないでしょうか。 京都精華大学の学長であり、マンガ家の竹宮惠子氏は、機能マンガを提唱しています。マンガは、文章では理解しにくい事柄を、具体的な場面を描くことにより、わかりやすくしてくれる働きがあります。 ②条例の新潟語版 土地の言葉は、その土地に住む人の心に響きます。 近い例として、「ケセン語訳　新約聖書」山浦玄嗣　訳　イーピックス出版　があります。岩手県の大船渡市や陸前高田市、宮城県の気仙沼市など気仙地方とよばれる地域でつかわれているケセン語で訳された新約聖書です。 ③海外での共生社会への取り組みをリポート 国際課と障がい福祉課が連携して、友好都市との国際交流の中で、児童・生徒などに海外福祉事情をリポートして頂きます。	